

社援基発0329第5号
老高発0329第3号
老振発0329第6号
平成25年3月29日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」
及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について

福祉サービス第三者評価事業については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号）を発出し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針を示すとともに、「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」（平成16年8月24日付け雇児総発0824001第号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号）を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン等を示したところである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が設置した評価基準等委員会においては、施設種別ごとの福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討が行われてきたところであるが、今般、本検討結果を踏まえ、高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（別紙1）を策定したので、

貴管内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配慮願いたい。なお、これらは、先にお示しした福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの評価項目等についてその基本を維持しつつ、高齢者福祉サービスの特性を踏まえて所要の修正を加えたものである。

さらに、併せて、高齢者福祉サービスにおけるサービスの内容を具体的に評価する際の評価基準として「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」(別紙2)を策定したので、評価基準の策定等について、十分にご活用願いたい。

なお、評価機関が評価結果を受審者に伝える際は、高齢者福祉サービスの質の向上に資する観点から、各評価項目の評価理由を付して結果を通知することが望ましいのでご留意願いたい。

また、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として通知するものである。